

尼崎市行政不服審査会答申  
(答申第1号)

平成30年1月29日

# 答申

## 第1 審査会の結論

固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分に係る本件審査請求について、棄却すべきとの審査庁の判断は、妥当である。

## 第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、消費生活協同組合法における組合である。
- 2 審査請求人は、その所有する土地（以下「本件土地」という。）を、同組合が経営する病院の利用者のための駐車場（以下「本件駐車場」という。）の用に供している。
- 3 処分庁尼崎市市長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人が消費生活協同組合法に規定する組合であること及び本件駐車場の利用料が無料であったことから、本件駐車場は地方税法（以下「法」という。）第348条第2項第11号の3及び第702条の2第2項（以下これらを「非課税条項」と総称する。）に該当するものとして、本件土地に固定資産税及び都市計画税を賦課していなかった。
- 4 平成28年10月1日、審査請求人は本件駐車場を有料とした。
- 5 処分庁は、本件駐車場に利用料が定められたことから本件土地が非課税条項に該当しなくなったものと判断し、平成29年度分の固定資産税及び都市計画税を賦課することを決定（以下「本件処分」という。）の上、平成29年4月3日付で審査請求人に対し納税通知書を送付した。

## 第3 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

本件駐車場の管理については、平成28年9月8日付で一般財団法人に委託（以下「本件委託」という。）することとした。これに伴って本件駐車場の利用料を有料としたが、これは駐車料金を受託者の収入とすることを認める代わりに、本件委託に係る委託料を無償としたものである。審査請求人は本件駐車場から何ら収益を得ておらず、本件土地はなお非課税条項に該当するものであるから、本件処分は違法でありその取消しを求める。

## 2 処分庁の主張

- (1) 法第348条第2項が一定の固定資産に対し課税しないこととする趣旨は、特定の政策目的を推進し、もって間接的な公益の実現を図る点にあるところであり、直接病院の用に供する固定資産が非課税とされる（同項第11号の3）のは、病院が国民の生命及び健康の維持という特に公益性の高い事業を行う施設であることに鑑み、その健全な発展を目指したものと解される。
- (2) 具体的な非課税要件は法令に定められており、地方税法施行令（以下「令」という。）第50条の2の2は、「その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設……の用に供する固定資産以外の固定資産とする」としている。これは駐車施設において利用の対価又は負担を徴するときは、一般の月極駐車場等と同じく、収益を目的とする駐車施設としての性格を帯びることになり、病院の特に高い公益性という前記趣旨が必ずしもいえなくなることから、非課税対象から除外するものであると解される。
- (3) 審査請求人は、本件駐車場からの収入が委託先に帰属することを理由にその収益性を否定しているが、固定資産税は資産の保有という事実そのものに着目して課税される財産税であって、資産の使用収益の帰属に着目して課税される収益税とは性質を異にするものである。財産税のかかる性質に鑑みると、収益の帰属先が誰であろうと、その所有者において負担すべきものというべきである。
- (4) 以上から、本件処分は法令の規定に基づいて適法になされたものであり、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

## 第4 審理員意見書の要旨

審理員は、本件審査請求には理由がなく棄却されるべきとしている。

- 1 本件土地が「その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設」に該当するかが問題であるが、固定資産税は固定資産の資産価値に着目し、その所有という事実で担税力を認めて課する一種の財産税であって、収益性の有無にかかわらず所有者に対して課すものである。また、令第50条の2の2の文言も、所有する固定資産から収益が上がっているという外形的事実が認められれば原則どおり課税する趣旨と解される。
- 2 そもそも法第348条第2項の趣旨は、公用又は公共の用に供する固定資産につ

いて、その性格、用途に鑑み、当該公用又は公共の用等に供する固定資産の確保という政策的観点に基づく例外的取扱いであり、有料の場合、かかる目的に資する利用形態とは認め難い。

3 また、納税義務の公平な分担の見地から、他の有料駐車場と同じ外形的事実があるならば、これと同様に課税することが自然というべきである。

4 以上から、本件土地が「その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設」に該当することは明らかであって、本件処分に違法・不当な点はない。

## 第5 審査庁の判断

審査庁は、原処分維持が適当と考えており、その理由は審理員意見書に同旨である。

## 第6 審査会の判断

本件審査請求は棄却すべきであるとの審査庁の判断は妥当であり、その理由は次のとおりである。

1 租税法律主義及び税負担の公平な分担の見地から、非課税事由に該当するか否かは法令の規定に照らして客観的に判断すべきところ、「対価又は負担として支払うべき金額の定めのある」（令第50条の2の2）との文言について、利用者が支払うべき利用料金が設定されているという外形的・客観的事実を指すにとどまらず、徴収された料金が土地所有者に帰属する場合に限ることも含意すると解釈することは困難である。また固定資産税が収益性を問題としない財産税であることに鑑みても、このような限定的な解釈を採用すべき理由はない。

2 加えて審査請求人は、本件駐車場に係る収益性を否定しているが、本件駐車場の管理委託は警備員の配置等に係る経費削減を目的とするものであり、駐車料金が直接的には審査請求人へ帰属しないとしても、本件委託により前記経費の削減という間接的な利益を得ているといえることができる。

3 したがって、本件土地は平成29年1月1日時点において非課税条項に該当せず、本件処分は法令の規定に従い適正になされたものであって、違法又は不当な点はない。

以 上

(参考)

審査の経過	
平成29年11月 2日	諮問書を受理（諮問第1号）
12月 7日	第1回審議
平成30年 1月29日	第2回審議、答申

尼崎市行政不服審査会委員		
氏名	現職	備考
村上 武則	大阪大学名誉教授	会長
白井 俊美	弁護士	会長代行
武田 純	弁護士	